

車両故障発生時の会社対応について！

問題点あり
part1

指導科掲示第50号

【「車両故障発生 冷静に対応できず！」】

これって誰の判断なん？

先日、下りのこだま号で新富士発車してまもなく、VCB故障が発生し、当該運転士は、指令と相互に確認し、処置を完了しました。

通常、これだけでは指導掲示に出るようなことではありません。

今回、当該運転士は間違った処置をしているわけではなく、遅れは、必然的に発生する条件のもと（余裕時分15秒、蒲原トンネルの上り勾配、ノッチオフを伴う処置）指令にも報告、乗務報告書にも記載し、何ら問題はありませんでした。

ところが、上記の諸条件と指令との通話が聞き取れない通信条件も重なり、当然、当事者は焦らないはずがありません。誰でもこのような場合、焦りと慌てることは付きものです。「俺はそんなことは無い」という顔をした管理者の皆さんも胸に手を当てて聞いてみて下さい！

若干の指令とのやり取りで、言い間違いがあったことは否めない事実です。しかし、そのことをもって「冷静に対応できず」と決めつけたのは指令の判断なのでしょうか？

また、今回の事象で、当該運転士は、知識・技量が足りないとして見せしめ、懲罰的日勤と5枚もの見極め試験を実施され、不合格として再教育に入りました。

今後、誰にでも起こりうる車両故障ですが、処置しても指令との会話において「冷静に判断できず」とされたら、一方的に知識・技量が劣っているかのように吹聴され、無理矢理取って付けたかの如く再教育に入ることになります。

今回の意図的・見せしめ掲示や再教育など会社対応が、運転士にとって更なるプレッシャーを与えることは明らかであり、焦りからミスに繋がる要因になること間違えなしでしょう！

車両故障時は、運転士と指令と相互に確認しながら確実に処置すれば何ら問題はありませぬ。また、現場指導科も運転士の行ったことや気持ちをフォローするような指導体制を多くの運転士は望んでいます！